

【注意事項】

1 補助対象者は、勝浦町内の農地で農業を営む者及び団体に限ります。ただし、「9 新規就農者支援事業」「12 新生産技術等普及支援事業」「13 地域産物利用促進事業」「15 狩猟免許取得事業」「16 鉄砲所持許可取得にかかる講習・教習補助事業」「17 特定猟具購入補助事業」を除きます。

2 勝浦町に住所を有しない者及び団体については、算出した補助額から 100 分の 20 を減じます。ただし、上記注意1で掲げる事業を除きます。

3 補助額欄にある認定農業者については、申請時点の状況で判断します。

4 各事業の申請受付期間は次のとおりです。

事業名	申請締切日
6 果樹共済・収入保険掛金補助事業	6月28日
9 新規就農者支援事業	
21 隔年交互結実栽培事業	
<u>23 小規模苗木購入補助事業</u>	<u>9月30日</u>

※小規模苗木購入補助事業の締切は9月30日となっています。

※上記以外の事業については、2 月末が締め切りとなります。ただし、予算に達し次第受付終了とします。

5 事業開始後の補助金申請は原則認めません。事業実施前に補助金申請書を提出し、事業終了後は、30 日以内に実績報告書を提出してください。

6 交付決定額の増額変更は原則認めませんので、申請時の見積もりはしっかりと行ってください。

7 機械・資材等・施工費については町内で購入・施工が可能な場合は町内業者から購入してください。

8 同一経営体による同一事業名の申請は原則同一会計年度内(令和6年4月1日から令和7年3月 31 日まで)にできません。

9 「24 糖酸度計導入補助事業」は、令和7年度に事業終了予定です。

10 オークション等による中古物品の購入費は補助対象外とします。

11 補助事業を活用し取得した備品及び設備については、少なくとも5年間は補助受給者が活用・管理してください。ただし病気などやむを得ない事情によりできなかった場合は除きます。

12 補助額については、特に指定がない場合を除き、千円未満切り捨てとします。

13 補助金の申請は、先着順で予算の範囲内で上限に達し次第受付を終了とします。

※その他詳細については、役場農業振興課(電話番号 0885-42-1505)までお問い合わせください。

令和6年度農業振興対策事業のお知らせ

○今年度から次の事業が追加されています。

25 農業労働者確保支援事業(仮設トイレのリース費を補助)

○補助金は毎年見直しを行います。

次の事業は令和6年度をもって終了予定です。なお、6の事業に

ついては、果樹共済への支援が終了し、収入保険への支援のみ

となります。

6 果樹共済・収入保険掛金補助事業
9 新規就農者支援事業
21 隔年交互結実栽培推進事業

○勝浦町役場農業振興課で受付をしています。

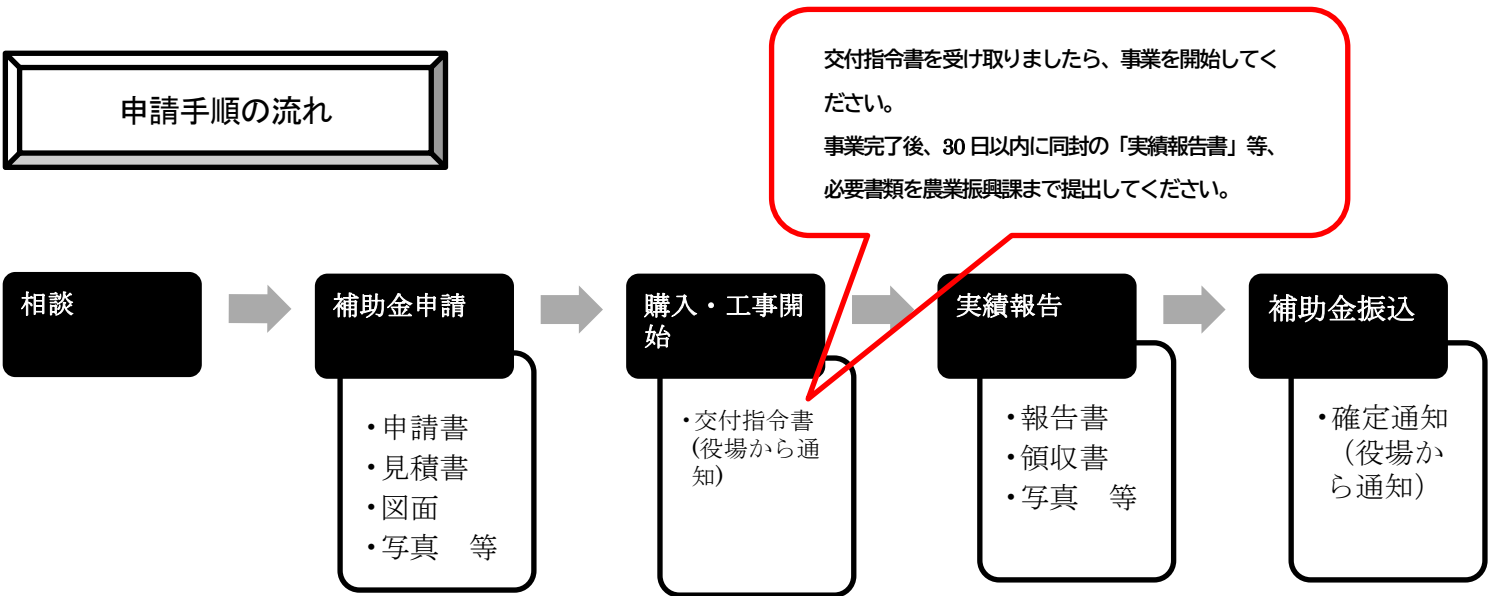
申請時には次のことにご注意ください。

○本人確認を行います。

(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどの顔写真付きのものは1点、

健康保険証など顔写真がないものは2点を申請時、ご提示ください。)

○町税納付状況の確認を行います。



事業名	事業目的	採択基準	経 費	補助額
1 小規模土地改良事業	農作業の省力化、軽労働化等を図るため、国、県等が実施する補助事業の採択基準に満たない小規模な農用地の造成及び改良、果樹園及び水田の平坦地化への改良を行う。	・でき上がり後の作目は、農業経営基盤強化促進基本構想の農業経営の指標に定めるもの。又は これらの関連施設であること。 ・造成後の有効利用面積が5a以上で、勾配は各種のハウス栽培等が可能な10%以内とする。	圃場の造成改良に要する経費	事業費の2分の1以内 (上限30万円。ただし、認定農業者は50万円)
2 小規模園内道・農道等整備事業	農作業の省力化、軽労働化等を図るため、国、県等が実施する補助事業の採択基準に満たない作業用自家用車が通行可能な園内道の新設、改良を行う。 作業用自家用車の通行が困難な園地に関しては単軌条運搬機用のレールの新設、延長を行う。	・有効幅員2m以上、延長20m以上とする。ただし、園地条件により幅員2mを確保できない場合は、傾斜15度以上であれば可とする。 ・単軌条運搬機用レールの新設又は延長。ただし、延長は20m以上とする。	園内道等の新設、改良に要する経費	事業費の2分の1以内 (上限30万円)
3 農地・農業用施設補修事業	農業を継続することを目的とし、補助災害復旧事業の採択基準に満たない小規模な被災農地・農業用施設の補修工事を行う。	・補助災害復旧事業の採択基準に満たない工事及び維持補修工事。	復旧に要する経費	事業費の10分の4以内 (上限20万円)
4 畜産農家機械化支援事業	家畜飼養管理の省力化、軽労働化等を図るため、機械化に向けた支援を行う。	・畜種ごとにおおむね「酪農・成牛20頭、養豚200頭、肉用牛60頭、採卵鶏・成鶏1,000羽」以上を常時飼養する専業または複合経営農家とする。	給餌作業及び堆肥製造設備等の機械化等に要する経費	事業費の10分の3以内 (上限50万円)
5 農業用ハウス施設整備事業	生産基盤の強化を目的とし、ハウス施設、大型トンネルの新設及び冷暖房設備等の整備を行う。	・補助対象規模は、整備に係る事業費が30万円以上であること。 ・大型トンネル施設にあっては5a以上。 ・当該年度に1施設のみとする。	施設の導入に要する経費	事業費の10分の3以内 (上限50万円)
6 果樹共済・収入保険掛金補助事業 ※6月28日申請締切日 ※果樹共済への補助については令和6年度をもって終了予定です。	基幹作物を中心とする農産業の健全な発展と被災への備えを目的とし、果樹共済及び収入保険への加入促進を図る。	・徳島県農業共済組合が認めた園地に限る。	果樹共済掛金	掛金(収穫・樹体共に)×20%
			農業経営収入保険掛金	掛金×5%
7 畜産環境・土づくり関連対策事業	町内家畜糞を原料とした良質で安価な堆肥を安定的に耕種農家に供給することにより、地力増進を図り、農家の経営安定と畜産環境保全を図る。	・野菜、果樹等を栽培するために、堆肥を必要とする農家であること。 ・勝浦町内で製造・販売する家畜堆肥を使用すること。 ・事業費が1万円以上であること。	堆肥購入費	事業費の2分の1以内 (上限3万円)
8 労力軽減支援事業	農作業の省力化、軽労働化等を目的とし、導入効果が期待できる設備等の導入を行う。	・導入効果が期待でき、多数の利用者が見込める設備等を対象とする。 ・助成対象品目(小型動力運搬機、単軌条運搬機の乗用台車、労力軽減機能付き動力噴霧器、セイロ昇降機及び簡易リフター、ローラーコンベア、農業用かん水ポンプ)	設備購入に要する経費	事業費の10分の3以内 (上限50万円。ただし、農業用かん水ポンプについては3万円)
9 新規就農者支援事業 ※6月28日申請締切日 ※令和6年度をもって終了予定です。	徳島かんきつアカデミーで学ぶ農業者を支援する。	・徳島かんきつアカデミーが行う中核的人材育成コースの受講者であり、修了証書を受与された者。	受講料	事業費の4分の3以内
10 スマート農業導入支援事業	スマート農業の導入を支援し、省力化及び労力の負担軽減を図り、持続できる農業の確立を図る。 また、モニタリングを行いデータを蓄積することで、データに基づく経営を行い、品質の向上や収量の増加・安定化を図る。	・農作業場の照明を既設の照明から高演色性(Ra90以上)のLEDへの交換を行う者。 ・農作業者の負担軽減を目的とした農業用アシストスーツの購入をする者。 ・勝浦町内農地において、ドローンによる農業散布を計画している者。 ・勝浦町内農地において、気候データ等のモニタリングを行い、分析を行うことでデータによる営農の改善を計画しているもの。 ・町が実施する調査に協力すること。	設備購入に要する経費 購入費 教育費のみ対象	事業費の2分の1以内 (上限10万円)
11 荒廃農地解消支援事業	荒廃農地解消を目的とし、農地再生のための土地改良を行う農地の借り手又は買い手に対して支援を行う。	・荒廃農地の解消に重機が必要な場合。 ・解消された農地は解消後、5年間は農地として管理すること。景観形成作物の植え付けでも可。	荒廃農地の解消に必要な重機使用料等及び土壌改良費	事業費の3分の2以内 (上限20万円。ただし、認定農業者は事業費の4分の3とし、上限30万円)
12 新生産技術等普及支援事業	勝浦産農産物等の付加価値を高めるための新たな生産技術等の導入・開発を目的とし、その活動を支援することで地域への新技術等の普及を図る。	・地域に普及していない先導的な生産技術等の導入にチャレンジしようとする活動に支援する。申請があれば、農業振興推進班において審査する。	新技術等の導入に要する経費	事業費の10分の3以内 (上限50万円)

事業名	事業目的	採択基準	経 費	補助額
13 地域産物利用促進事業	勝浦産農産物等の付加価値を高めることを目的とし、新商品の開発活動を支援することで農家の所得向上を図る。	・新たな加工品の研究又は開発を行う事業であること。 ・開発する商品の特徴づける原材料に主として勝浦産農産物を利用すること。 ・新加工品研究開発に係る施設・研修費も対象とする。(グループでの申請可) ・デザイン費等の販売経費を除く。 ・前年度に申請した者は、申請はできないものとする。	原材料費、機材借用費、素材及び試作品の成分分析費、共同研究費、視察・研修費、施設使用料、その他町長が必要と認める経費	事業費の3分の2以内 (上限50万円)
14 鳥獣(強風)防護柵整備事業	農作物への鳥獣害被害軽減を目的とし、その対策活動を支援することで農地の鳥獣害被害の減少を図る。	・野生鳥獣等による農作物等被害防止のため鳥獣害防護柵を勝浦町内に設置する者。 ・防風ネット等を設置する者。 ・防護柵等を設置する距離が50m以上である者。 ・単一の木に設置する場合も対象とする。ただし対象受益面積が2a以上とする。	野生鳥獣等による農作物被害防止のための資材の購入経費。 ただし、設置に係る人件費は国、県等が実施する補助事業と同じく対象外とする。	事業費の4分の3以内 (上限20万円)
15 狩猟免許取得補助事業		・徳島県狩猟者登録を行い、勝浦町猟友会に所属できる者。 ・有害鳥獣駆除に協力できる者。	・狩猟免許試験申請手数料 ・初心者講習会申込料 ・診断書代	事業費の10分の10以内
16 鉄砲所持許可取得にかかる講習・教習補助事業		・初心者講習会及び射撃教習を修了した者。 ・徳島県狩猟者登録を行い、勝浦町猟友会に所属できる者。 ・有害鳥獣駆除に協力できる者。	・初心者講習会申込料 ・診断書代 ・教習資格認定申請手数料 ・火薬の譲受許可申請手数料 ・射撃講習受講料	事業費の10分の10以内
17 特定猟具購入補助事業		・徳島県狩猟者登録を行い、勝浦町猟友会に所属している者。 ・有害鳥獣駆除に協力できる者。	わな猟具購入費	2千円/1基 (1人当たり上限10基まで)
18 貯蔵設備整備事業	勝浦みかんの生産量確保を目的とし、貯蔵設備の新築(補修及び改修を含む。)を支援する。	・新築・補修・改修する貯蔵庫 ・単年度に実施できるのは1棟のみとする。 ・貯蔵設備については、みかんの長期貯蔵を目的とする施設であること。	新築等に要する経費	事業費の2分の1以内 (上限20万円。ただし、認定農業者は30万円)
19 簡易貯蔵導入支援事業	勝浦みかんの生産量確保を目的とし、貯蔵用コンテナ及び簡易貯蔵用シート等購入費について支援する。	・簡易貯蔵を目的として購入するコンテナ及び簡易貯蔵用シートに限る。 ・コンテナは平型コンテナとする。	資材費のみ対象	事業費の2分の1以内 (上限20万円。)
20 害虫対策事業	ゴマダラカミキリムシによる勝浦みかん園地への被害軽減を目的とし、捕獲及び防除のための対策を支援する。	・ゴマダラカミキリの被害を防止するためのシート等資材費。	資材費のみ対象	事業費の2分の1以内 (上限5万円)
21 隔年交互結実栽培推進事業 ※6月28日申請締切日 ※令和6年度をもって終了予定です。	勝浦みかんの生産量確保及び品質保持を目的とし、交互結実栽培の導入を支援する。	・みかんの全摘果に必要な薬剤等	薬剤等購入費	事業費の4分の3以内 (上限額15万円)
22 浮皮対策事業	勝浦みかんの生産量確保及び品質保持を目的とし、品質向上のための浮皮対策を支援する。	・みかんの浮皮対策に必要な薬剤(ただし石灰資材などは除く)	薬剤等購入費	事業費の4分の3以内 (上限額15万円)
23 小規模苗木購入補助事業 ※9月30日申請締切日	勝浦みかんの生産量確保及び品質保持を目的とし、国、県等が実施する補助事業の採択基準に満たないみかん新植(改植及び補植を含む。)を支援する。	・20本以上の植え付けを実施する者。	苗木購入費	1本あたり500円。(上限額10万円)
24 糖酸度計導入補助事業	勝浦みかんの品質及びブランド力の向上のため、町内で営農する農業者へ糖酸度計の普及を目指す。	・3年間に1度のみ申請可能とする。 ・町が実施する調査に協力すること。	糖酸度計購入費	事業費の3分の2以内 (上限額7万円)
25 農業労働者確保支援事業	収穫時期等の繁忙期の働き手確保に向けた労働環境の整備に係る経費を補助し、働き手確保のための支援を行う。	・ほ場又はその周辺に設置する仮設トイレのリースを行う者	仮設トイレのリース費(汲み取り費用も含む)	事業費の3分の2以内 (上限4万円)